

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記の通り基本方針を定める。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「経営理念」及び「静甲WAY」を定める。また、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて各部署にて、規則・ガイドラインの策定、教育の実施を行う。
- (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに取締役社長及び監査役に報告し、遅滞なく取締役会及び経営会議において報告する。
- (3) 監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監視する。また、当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (4) 監査室は、内部監査を通して各部署におけるコンプライアンスの状況を確認する。
- (5) 内部通報制度を整備し、通報者が不利益な扱いを受けないようにするとともに、不正行為等の早期発見と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規則、経営会議規則、稟議規則、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会、経営会議及び内部統制委員会において経営全般のリスク管理を行い、各部門での所管業務に付随するリスク管理は部門長が行うものとする。取締役及び部門長は、重大な損失の発生を認識もしくは予見した時には、すみやかに取締役会に報告するものとする。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び事業計画等の重要事項については事前に取締役社長及び常勤取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定を行う。

- (2) 事業部門及び管理部門に対する監督機能強化のため、必要に応じて取締役の担当職務を定める。
- (3) 部門長は、経営会議で事業計画に基づいた事業推進の状況を報告し、取締役社長及び常勤取締役はそれに基づき業務執行に関する指揮監督を行う。
- (4) 経営の組織的・効率的推進を目的として、職務権限規則及び組織管理規則を制定し、業務執行に関する権限と責任を明確に定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、相互に密接な連携をとりながら「経営理念」及び「静甲WAY」を共有し、各社の独立性を尊重しつつ、それぞれの事業特性に応じたコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (2) 当社の役員及び従業員が子会社の取締役又は監査役に就任することにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) グループ会社の業務執行に関する効率性の確保及び指揮監督のため、関係会社事業計画ヒアリングにより事業計画の審査を行うとともに、グループ会社には月次経営実績の報告を義務付け、四半期毎にレビューを行う。また、グループ会社管理規則を定め、重要事項の報告及び決定に際しての事前協議をグループ会社に義務付ける。
- (4) 内部統制委員会において、グループ全体のコンプライアンス及びリスクに関する情報共有及び管理を行う。
- (5) 当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役に対して経営の概況を報告するよう求め、必要な場合には調査を行う。また、当社監査室は定期的にグループ会社の内部監査を行う。
- (6) 財務報告の適正性確保のため、当社及びグループ会社の取締役は、全ての従業員に対し、あらゆる機会を通じて信頼性のある財務報告の重要性を説き、その作成過程で虚偽記載及び誤謬等を生じさせない体制を確保する。また、経理規則を始めとする社内諸規則を整備し、適切な役割分担を定め職務を明確にし、それを定期的に確認することで統制活動の継続性を図る。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務の補助を求められた場合には、監査室員がそれに対応する。監査役は監査室員の人事異動及び懲戒処分について、事前に報告を受け、必要な場合は意見を述べるができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要な会議に出席して随時報告を求めることができる。また、重要な議事録及び稟議書等の閲覧を行うことができる。
- (2) 当社の取締役及び従業員は次の事項を監査役に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ② 当社及びグループ会社の内部監査の結果
 - ③ グループ会社に関する月次経営実績報告等の重要事項
 - ④ その他重要な法令違反及びコンプライアンスに関する事実
- (3) 当社の内部通報制度において監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないよう、内部通報規程により報告者の保護を規定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する報告及び資料の提出を求められたときには迅速に対応しなければならない。
- (2) 監査役がその職務の遂行について生じる費用の支出を求めたときには、監査役の職務遂行に必要でない認められる場合を除き、その費用を負担する。

9. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とし、不当要求に対しては組織全体として断固として拒否する。
- (2) 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を取りながら、反社会的勢力排除のための体制を整える。

制定	平成18年 5月17日
改定	平成20年 2月14日
	平成20年10月28日
	平成22年 7月 1日
	平成22年11月10日
	平成24年10月 1日
	平成26年 6月 1日
	平成27年 4月28日